

子育て世帯を支援

各手当・医療費助成など

区では、児童手当をはじめとする各手当のほか、子ども医療費助成等を実施しています。

児童手当と子ども医療費助成の申請は、区役所・豊洲特別出張所の窓口のほか、郵送(申請書は区ホームページからダウンロード可)や電子申請(政府運営のマイナポータル内のぴったりサービス) <https://app.oss.myna.go.jp/Application/search/>でも受付が出来ます。

その他の手当は、区役所の窓口で申請してください(豊洲特別出張所では受付できません)。

各手当および、ひとり親家庭等医療費助成には所得制限があります。

各手当は申請日の翌月分からの支給となります。詳細は、区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

☎(3647)4754
FAX(3647)9196

児童手当
日本に居住している15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している親または養育者

〔手当額(月額)〕
○3歳未満…15,000円
○3歳～小学校修了前(第1子・第2子)…10,000円
○3歳～小学校修了前(第3子以降)…15,000円
○中学生…10,000円

子ども医療費助成
15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方

〔助成範囲〕各種健康保険法の定めによる医療機関等に支払う医療費の自己負担分

児童育成手当
母子・父子家庭または同様の家庭、障害を有する児童を養育している方が対象です。

育成手当
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方で、児童が表2のいずれかに該当する場合

〔手当額(月額)〕
1人につき13,500円

障害手当
障害を有する20歳未満の児童を養育している方で、児童が次のいずれかに該当する場合

〔手当額(月額)〕
1人につき15,500円

児童扶養手当
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で中度以上の障害を有する児童を養育している父、母または養育者で、児童が表2のいずれかに該当する場合

〔手当額(月額)〕
1人につき15,500円

10,120,42,910円
2人目 5,070,10,140円を加算
3人目以降 40円を加算
1人につき3,040,6,080円を加算

ひとり親家庭等医療費助成
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で中度以上の障害を有する児童を養育している父、母または養育者で、児童が表2のいずれかに該当する場合

〔助成範囲〕各種健康保険法の定めによる医療機関等に支払う医療費の自己負担分(世帯の課税状況に応じ、その一部または全部)

表1 児童手当所得制限限度額表

扶養親族等の数	本人限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円

※5月分までは平成29年中、6月分からは平成30年中の所得で判定
※扶養親族が5人以上の場合は1人につき38万円を加算
※生計中心者の所得で判定(夫婦の所得の合算ではありません)

児童を養育している方で、児童が次のいずれかに該当する場合
○身障手帳1・2級程度の児童
○愛の手帳1・3程度の児童
○脳性まひ、進行性筋萎縮症の児童

〔手当額(月額)〕
1人につき15,500円

特別児童扶養手当
障害を有する20歳未満の児童を養育している方で、児童が次のいずれかに該当する場合

○身障手帳1・3級程度の児童
○愛の手帳1・3程度の児童
○長期間安静を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童

〔手当額(月額)〕
1人につき52,200円
1人につき52,200円
○中度(身障手帳3級、愛の手帳3程度)の児童
1人につき34,770円

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。

次に該当する方は、区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、豊洲特別出張所・各出張所または江東年金事務所(亀戸5-16-9)で加入の届出が必要となります。

①会社を退職したとき(厚生年金等の資格を喪失したとき)
②厚生年金等の加入者に扶養されていた配偶者が扶養から外れたとき
③外国から転入したとき
④外国へ転出したとき(任意加入)

※区民課年金係または江東年金事務所のみ受付
⑤会社等に勤めていない方が20歳になったとき
⑥年金に一度も加入したことがない20歳以上の方が国民年金に加入するとき
※⑤⑥以外の届出は、年金手帳等の基礎年金番号が記載された書類が必要です。また、①②の届出は、退職日や扶養前除日を確認できる書類も必要です。このほかの必要添付書類はお問い合わせください。

※厚生年金等に加入するとき、国民年金第3号被保険者となる(厚生年金等に加入する配偶者の扶養になる)ときは、勤務先等への届出が必要です。
届出を忘れると、将来年金を受給することができない場合がありますのでご注意ください。

〔厚生年金・国民年金第3号被保険者等の問合せ先〕
江東年金事務所
☎(3683)1231
FAX(3681)6549

〔区民課年金係〕
☎(3647)1131
FAX(3647)9415

ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で中度以上の障害を有する児童を養育している父、母または養育者で、児童が表2のいずれかに該当する場合

〔助成範囲〕各種健康保険法の定めによる医療機関等に支払う医療費の自己負担分(世帯の課税状況に応じ、その一部または全部)

①父母が離婚した児童
②母が未婚で出生した児童
③父または母が死亡・生死不明の児童
④父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童
⑤父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
⑥父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
⑦父または母に重度の障害がある児童(障害の内容によっては該当しない場合あり)

また「複数手段での情報取得方法の確認」を体験していただく目的で、区ではJアラートとの自動連携の有無にかかわらず下表の方法で試験を実施します。

時 5月15日(水) 午前11時ごろ

〔放送内容〕
〔上りチャイム音〕
これは、Jアラートのテストです。(※3回)
こちらは、防災江東です。(下りチャイム音)

また「複数手段での情報取得方法の確認」を体験していただく目的で、区ではJアラートとの自動連携の有無にかかわらず下表の方法で試験を実施します。

時 5月15日(水) 午前11時ごろ

〔放送内容〕
〔上りチャイム音〕
これは、Jアラートのテストです。(※3回)
こちらは、防災江東です。(下りチャイム音)

また「複数手段での情報取得方法の確認」を体験していただく目的で、区ではJアラートとの自動連携の有無にかかわらず下表の方法で試験を実施します。

時 5月15日(水) 午前11時ごろ

〔放送内容〕
〔上りチャイム音〕
これは、Jアラートのテストです。(※3回)
こちらは、防災江東です。(下りチャイム音)

また「複数手段での情報取得方法の確認」を体験していただく目的で、区ではJアラートとの自動連携の有無にかかわらず下表の方法で試験を実施します。

時 5月15日(水) 午前11時ごろ

〔放送内容〕
〔上りチャイム音〕
これは、Jアラートのテストです。(※3回)
こちらは、防災江東です。(下りチャイム音)

また「複数手段での情報取得方法の確認」を体験していただく目的で、区ではJアラートとの自動連携の有無にかかわらず下表の方法で試験を実施します。

時 5月15日(水) 午前11時ごろ

〔放送内容〕
〔上りチャイム音〕
これは、Jアラートのテストです。(※3回)
こちらは、防災江東です。(下りチャイム音)

また「複数手段での情報取得方法の確認」を体験していただく目的で、区ではJアラートとの自動連携の有無にかかわらず下表の方法で試験を実施します。

時 5月15日(水) 午前11時ごろ

第1回 Jアラート全国一斉情報伝達試験

防災行政無線放送をはじめ、さまざまな方法で情報伝達試験を実施

5月15日(水)に今年度1回目となる「Jアラート(全国瞬時警報システム)」の全国一斉情報伝達試験を実施します。

この試験は、Jアラートと自動連携している機器を実際に動かして動作確認を行う全国的な試験で、今年度4回実施する予定です。

また「複数手段での情報取得方法の確認」を体験していただく目的で、区ではJアラートとの自動連携の有無にかかわらず下表の方法で試験を実施します。

時 5月15日(水) 午前11時ごろ

〔放送内容〕
〔上りチャイム音〕
これは、Jアラートのテストです。(※3回)
こちらは、防災江東です。(下りチャイム音)

また「複数手段での情報取得方法の確認」を体験していただく目的で、区ではJアラートとの自動連携の有無にかかわらず下表の方法で試験を実施します。

時 5月15日(水) 午前11時ごろ

〔放送内容〕
〔上りチャイム音〕
これは、Jアラートのテストです。(※3回)
こちらは、防災江東です。(下りチャイム音)

また「複数手段での情報取得方法の確認」を体験していただく目的で、区ではJアラートとの自動連携の有無にかかわらず下表の方法で試験を実施します。

時 5月15日(水) 午前11時ごろ

〔放送内容〕
〔上りチャイム音〕
これは、Jアラートのテストです。(※3回)
こちらは、防災江東です。(下りチャイム音)

また「複数手段での情報取得方法の確認」を体験していただく目的で、区ではJアラートとの自動連携の有無にかかわらず下表の方法で試験を実施します。

時 5月15日(水) 午前11時ごろ

〔放送内容〕
〔上りチャイム音〕
これは、Jアラートのテストです。(※3回)
こちらは、防災江東です。(下りチャイム音)

また「複数手段での情報取得方法の確認」を体験していただく目的で、区ではJアラートとの自動連携の有無にかかわらず下表の方法で試験を実施します。

時 5月15日(水) 午前11時ごろ

〔放送内容〕
〔上りチャイム音〕
これは、Jアラートのテストです。(※3回)
こちらは、防災江東です。(下りチャイム音)

また「複数手段での情報取得方法の確認」を体験していただく目的で、区ではJアラートとの自動連携の有無にかかわらず下表の方法で試験を実施します。

時 5月15日(水) 午前11時ごろ

配信を希望する情報にチェックを入力
※夜間等もメール配信される場合があります。



▲こうとう安全安心メール二次元コード

【情報伝達試験時に体験できる主な情報取得方法】

- ①防災行政無線放送
- ②こうとう安全安心メール※登録者のみ。
- ③区ホームページ
- ④ツイッター(【防災関連情報】@koto_bosai【江東区政全般】@city_koto)
- ⑤フェイスブック(@city.koto)
- ⑥一斉情報配信システム(災害協力隊や消防団等に配備)
- ⑦ケーブルテレビ(デジタル11ch)※契約者のみ。
- ⑧コミュニティFM(88.5MHz)
- ※緊急速報メール(エリアメール)での試験実施はありません。
- ☎ 危機管理課危機管理係 ☎3647-9382、FAX3647-9651